



巻頭言—ソウル・メイキング—

今年は、「コロナに始まり、コロナで終わった」と言いたいところですが、コロナはまだまだ終わりそうにないですね。この新型コロナの感染拡大に限らず、世のなかには人智を超えた出来事が常にあって、なかなか私たちの思い通りにはいかないようにできているみたいです。このようなはがゆい状況が続くとき、私たちはどのように考えればいいのでしょうか。

ドイツのフランクフルト生まれで、アメリカに亡命して帰化した精神分析学者・社会心理学者であるエーリッヒ・フロムの『生きるということ』(1976=佐野哲郎・訳1977)が参考になるかもしれません。フロムは、フロイトの精神分析をベースとしながらも、マルクス主義的な発想も取り入れ、新フロイト派の社会心理学者として、人間の意識と社会構造との関係を重視し、参加型の民主主義の観点から社会経済体制の変革の必要性を強調するなどユニークな分析をしています。代表作の『自由からの逃走』(1941=日高六郎・訳1951、新版1965)は、どうして自由と民主主義を大切に、理性をもっているはずの人間が、ナチスのようなファシズムを支持し、自発的に自由を捨ててまでその政治思想に従順に服従し、残酷な行為をしてしまったのかということ进行を明らかにしようとしてしました。

私たちは、ときに自由であることに重荷を感じる場合があります。当時のドイツでは急速な近代化・産業化のもとで自由が進展するものの、農民も含めて中産階級から下層(貧困層)にかけての人々を中心に孤立感や不安、無力感などが高まり、自由であることにかえて不安を覚えるという状況が生じていました。そのために自由を放棄し、多くの人がナチスのような権力に自発的に服従するという事態に陥りました。フロムはこうした状況を「自由からの逃走」として分析し、そうした人々を中心に認められる自由から逃走しやすい性格、自由の重荷から逃れて、依存と従属を求めやすいタイプの性格を「権威主義的性格」として概念化しました。コロナ禍で明確な方針を示さない政府への苛立ちや、自治体独自に対策をとる首長への称賛は、自粛生活が求められるなかで、自ら判断すること(=自由に考え行動すること)の苦悩から逃れたいという心情の表れなのかもしれません。

さて、フロムは『生きるということ』において、人間の存在様式を「持つこと(to have)=所有」と「あること(to be)=存在」という2つに分けて分析しています。



よるこび荘 壁面製作

道端に咲く美しい花。みなさんはどうしますか?「スマホで撮って、インスタ(Instagram)に」というのがいまどきですかね…。あえて分けると、その花が美しいが故に摘み取ってリビングの花瓶にというタイプの人と、その花が美しいが故にそっと眺めてほっこりするタイプに分かれます。だとすれば、インスタ派は後者になるでしょうか。江戸時代の俳諧師である松尾芭蕉には、こんな俳句があります。

よくみれば 薺(なずな)花咲く 垣根かな
そして、ちょっとムっとした感じのこんな句も…。

古畑や なづな摘みゆく 男ども

「持つ様式」が支配する関係は、重苦しく、負担が大きく、葛藤と嫉妬に満ちています。他者より優位にたちたいとか、支配したいという欲望も、この「持つ様式」に根ざしているといえます。それに対して、「ある様式」は分かち合い、与え、犠牲を払う存在様式です。フロムはマルクスを引用して、「君であることが少なければ少ないほど、また君が君の生命を表現することが少なければ少ないほど、それだけ多く君は持ち、それだけ多く君の生命は疎外される」と述べています。新装版(2020)も出版されましたのでぜひ読んでみてください。

同じようなことを日本を代表するユング派の臨床心理学者であった河合隼雄は、「ソウル・メイキング」という表現で説明しています。自分の命が尽きたとき、「あの世」にもっていけるものが「たましい(ソウル)」だとしてみると、財産も地位も「所有」してきたものはなにひとつもっていくことができません。しかし、「たましい」だけは残ります(河合隼雄『こころの処方箋』1992)。だから「生きるということ」は、この「たましい」を磨くことであり、それはフロムのいう「ある」存在様式であるともいえそうです。「たましい」も「あの世」もあるのかわかりませんが、そんなことを考えられるゆとりが、大切だと思います。 KCD ラボ代表 松端克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋

今月のテーマ：重層的支援体制整備事業

◆社会福祉法の2度にわたる改正

今日の厚生労働省の主要なテーマとなっている「地域共生社会の実現」という政策目標をふまえ、2017年5月と2020年6月に社会福祉法が改正されている。

簡単に経緯を確認しておく、2015年9月の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の報告内容を受けて、2016年度より多機関協働による包括的支援体制構築事業が実施されるようになり、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれた「地域共生社会の実現」に向けて厚生労働省内に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部（実現本部）が設置された。また地域力強化検討会やそれに続く地域共生社会推進検討会で検討がなされ、そこで議論を反映させるかたちで社会福祉法が2度にわたり改正されたのである。

◆地域共生社会の実現に向けて

ここでいう地域共生社会とは、2017年2月に実現本部で決定された「地域共生社会実現に向けて（当面の改革工程）」によれば、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである」とされている。

さて、2017年と2020年の改正を通じて、第4条（地域福祉の推進）において「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定され、続く第2項では「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（＝「地域住民等」）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされ、地域福祉を推進する主体が「地域住民等」と規定されている。

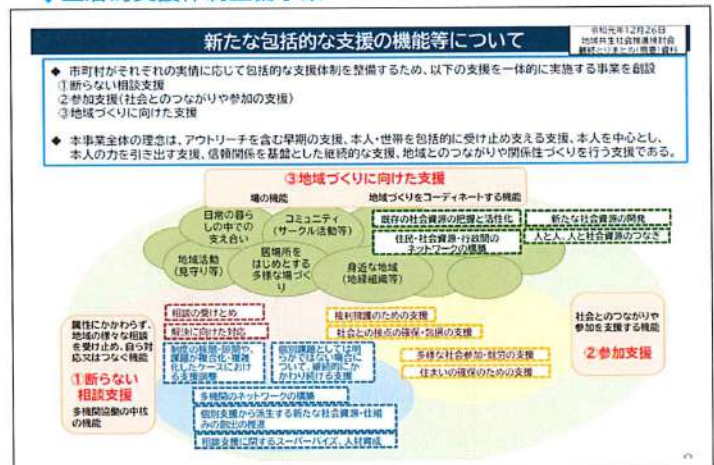
そして第3項において、「地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（＝「地域生活課題」）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（＝「支援関係機関」）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする」と規定されている。

このように、まず地域福祉の対象を「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯」とし、その課題としては「福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題」を列挙し、さらに「福祉サービスを必要とする地

域住民の地域社会からの孤立」を挙げ、「その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」として、こうした課題を「地域生活課題」とし、しかもそれを「把握」して、「支援関係機関」が連携してその解決を図るように取り組むよう規定されているのである。

そして国と地方自治体の責務としては、第6条第2項では「国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない」とされ、第3項では「国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業、その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない」と規定された。同法106条の3では包括的支援体制の整備についての規定があり、第106条の4では2020年改正で新設された重層的支援体制整備事業の規定がある。

◆重層的支援体制整備事業



これまでの社会福祉は、対象ごとに法制度が整備され、さらには介護保険法のもとの地域包括ケアシステムのように、生活困窮者支援をはじめとしてそれぞれの分野から包括的な支援のあり方を模索してきたといえる。2017年の改正で明示された包括的支援体制とは、各分野での包括的な取り組みを包含したより包括的な支援体制を市区町村ごとに整備することを目指すものであるといえる。

そして2020年の社会福祉法改正では、こうした包括的支援体制を整備していくための事業として重層的支援体制整備事業が新設されたのだが、それは図のように①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援で構成されている。

このようにこれからの社会福祉は、障害児・者福祉や高齢者福祉といった対象ごとでの縦割りの法・制度の垣根を越えて、市町村ごとに「包括的・重層的」な相談支援体制の整備と住民参加に基づく地域づくりとを総合的に進めることが求められるようになる。 KCDラボ代表 松端 克文
(武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授)

* 毎号ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

2020年・年末特集 ～読書案内④～

読書には、いろいろいいところがあります。そもそも読書が趣味で、ただ読書が好きだという人にとっては、それ自体が“至極の時間”でもあるので、読書を通じてストレスが解消できたり、リフレッシュできたりすることがあるといえます。また、このこととも関連しますが、気持ちが整理できたり、心が癒されたり、元気がもらえたりということもあるかと思えます。

私の場合は、社会福祉や社会学、政治学、経済学、哲学や思想などに関する専門書だけでなく、さまざまなジャンルの本を趣味で読んでいます。そんななかで小説も常に読んでいますが、何度も繰り返し読めるのは、やはり“文豪”夏目漱石ですかね。『吾輩は猫である』や『坊ちゃん』はとてもコミカル&シニカルに社会を描いています。それに次ぐ初期の作品である『草枕』は、冒頭から「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。とかくに人の世は住みにくい。」と有名フレーズで始まります。前期三部作といわれる『三四郎』『それから』『門』は、それぞれに美しい文体で、漱石流の恋愛小説、あるいは青春小説として読めます。また後期三部作といわれる『彼岸過迄』『行人』『こころ』は、人間のエゴイズムや生きることの苦悩が静かな文体で描かれています。漱石の作品は明治期に執筆されたとはいえ、人間関係のむずかしさや奥深さが描かれていて、現代にも通じるもので、驚くべき慧眼（物事の本質を鋭く見抜く力）のもち主だったと改めて思います。

ところで、ここ数年の間で読んだ本のなかで感動した一冊は、荻原浩の『海見える理髪店』（集英社、2016）です。第155回直木賞の受賞作でもあります。



海辺の小さな町に、高齢の店主がひとりで切り盛りする「海見える理髪店」があり、その店主は腕も良く、ネットでも評判になっていました。そんなある日、ひとりの青年が理髪店を訪れます。店主は、青年の髪を切りながら、自分の人生について語ります。

ここに店を移して15年になること、もともと祖父の代から床屋をやっている一家に生まれたこと、父が亡くなり急に自分ひとりで店を営まなくてはならなくなったこと、結婚したが経営不振のなかアルコールに依存してしまい妻にも暴力をふるうようになり離婚したこと、そこから一念発起して理髪店を立て直したこと、再婚し子どもができたこと、しかし再び経営難に陥り、酒におぼれ、浮気もし、そして独立を口にした従業員と口論になり、26年前に人を殺めてしま

ったこと、服役中に離婚したこと、こうした経緯を経ていまの店を切り盛りしてきたこと…。そんな話は散髪が終わるまで止まりませんでした。

こんなセリフがあります。「仕事っていうのは、つまるところ、人の気持ちを考えることではないかと私は思うのです。お客様の気持ちを考える。一緒に仕事をしている人間の気持ちを考える。床屋にしろ社員にしても、それは変わらないと思うのです。……どんな道でも、成功される方というのは、人の気持ちを読む術に長けていらっしゃるんです。人情家というわけではなく、人の頭の中身を透かし見る能力とでもいいますか、人たらしと申しましょうか。言い方は悪うございますが、みなさん、いい詐欺師になれる素質がある。」

なかなか含蓄のある言葉ですね。

「いい時というのは、長く続かないから、いい時なんでして…」これも自ら語る店主の人生を考えると深いですね。

「たくさんの方にお会いして、お話をいろいろ伺って、人間を磨いてきたふうなことを申しましたが、実は私、ちっとも磨かれちゃあいなかったんですね。」

こうした話を散髪をしながら、心をこめて、その青年に語り続けるのですが、「こんなことまでお話したのは、お客様が初めてです。あなたにだけは話しておこうと思って。」と長々と話してきた訳を最後に説明するのです。

感動の結末です！！

『海見える理髪店』は、6つの短編集です。ぜひとも読んでみてください。どの作品も、温かく切ない気持ちに包まれて、きっと人にやさしくできると思います。

ということで、荻原浩は好きな作家のひとりになったのですが、著者紹介のところを見て「えっ！」と思いました。そう、かつて読んで感動した『明日の記憶』（光文社、2004）の作者だったからです。



この小説は、50歳を前にして若年性アルツハイマーと診断された現役バリバリのやり手の広告代理店の営業部長が主人公で、必死に闘うものの残酷にも進行するアルツハイマーという病のもと、仕事もできなくなり、大変な状況なのに主人公を支える妻との深い愛を描いています。

やはり悲しく切ない、それでも愛に溢れた感動の結末です。記憶がなくなり、他者が認識できなくなるということは、自分が消えていくような体験だといえます。「明日の記憶」というタイトルの意味が重く響いてきます。この作品は、渡辺謙

を主人公に2005年に映画化されています。

K.M.

大歓迎! ようこそ陽気会へ ~副市長ご来訪~



11月18日、恩田馨（おんだかおる）神戸市副市長様、福祉局の皆様が当法人にお越しくださいました。

最初に法人の概要についてご説明をさせていただき、児童発達支援センターおかば学園、障害者支援施設ひだまり園をご見学、続いて就労継続支援B型事業所サニーサイド神戸をご見学いただきました。



ひだまり園では利用者の方々にとても気さくに声をかけていただき、握手にも応えてくださいました。サニーサイド神戸では工賃についてのご質問などもあり、タオルたたみなどの作業もご覧になりました。次に新しくなった障害者支援施設よろこび荘の南館にお立ち寄りいただき、コミュニティガーデンを抜けて障害者支援施設ようき寮へ。8月末に内部の改装工事が完了したようき寮本体とあわせて、別棟もご見学いただきました。続いてデイセンターへ向かい、デイセンターAにてよろこび荘の利用者の方々が取り組んでいる日中活動の様子をご見学いただきました。ようき寮の向かい側にある外国人実習生受け入れ施設のご見学のあと、食堂サロンにて、法人の紹介映像をご覧いただきながら『宮崎卵の手作りプリン』を召し上がっていただきました。ご多忙のなかにもかかわりませず、終始にこやかに1時間30分にわたってご熱心にご見学いただきましたことに、また利用者の方々や職員とあたたかく触れ合っていたいただきましたことに、陽気会利用者・職員一同、心から感謝申し上げます。（編集委員会）



移転しました～♪ しごとサポート北部&陽気会相談支援事業所

11月2日に、しごとサポート北部と陽気会相談支援事業所が、神戸電鉄岡場駅前に移転しました。

岡場駅を西側に出てイオン藤原店を目指して進んでいただくと、左側にあざやかなブルーの看板が見えてきます。自動ドアが開いた正面のカウンター奥にはしごとサポート北部があり、さらにその奥に陽気会相談支援事業所があります。以前の地域福祉サロンに比べるとかなり狭いように感じられるかもしれませんが、事業所としての広さはあまり変わりなく、奥行きもあり、相談室もなかに入って右側に2つあります。駅から近く3分ほどの距離なので、以前より便利になりました。明るく落ち着いた空間となっていますので、就労関係のご相談はもちろん、近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



ワンコインランチ ただいま準備中🍴🍴



以前にこの紙面で紹介した「コミュニティサロン(食堂サロン)」で、500円でいただけるワンコインランチが始まる、という情報が給食課から入りました。

メニューは日替わりで、サニーサイド宮崎の養鶏場から仕入れた卵を使った卵料理定食、バランスのとれた一汁三菜定食やヘルシー定食、天井・かつ丼などの丼物、うどん・そば・ラーメンなどの麺類と、幅広く用意されています。

スタートは年明け1月20日頃になりそうで、まずは法人職員向けのランチ提供となります。「コロナ禍が収まったときには、保護者や地域の方々などにも提供したいと考えています」と給食課課長の刃金氏。ワンコインでこのようなランチを提供して大丈夫なのか心配になりますが、刃金氏からは「よりよい支援のために職員の皆さんが満足できるランチを提供したい。先々は地域貢献事業として考えています」との答えが返ってきました。さらに将来的には、送迎に来られたご家族に気軽につろいでいただけるカフェとしても拡大していければ…と考えられているそうです。ランチのスタートはもう少し先になりますが、食事券を購入して楽しみに待ちたいと思います。(編集委員会)



ちょっといいですか？大西ですけど…

－障害者という表記について－

◆障害者週間とは

12月3日から9日まで「障害者週間」でした。今年はイベントも少なく、知らぬ間に終わってしまっていたと感じている方も多いと思います。この障害者週間ですが、1995年に国が定めたものです。2004年には、障害者基本法にも明記されて今日に至っています。週間の始まりの日である12月3日は、1992年に国連で「国際障害者デー」が制定された日です。また、終わりの日である12月9日は、1975年にこれも国連で「障害者の権利宣言」が採択された日です。もともと日本では、1981年に12月9日を「障害者の日」と定めていましたが、「国際障害者デー」が12月3日に制定されたことを機に、この間を「障害者週間」とした…というちょっと複雑な経緯があります。いずれにしても、意義深い両日を含んだ意味のある週間です。

◆障害者という表記

そのような意義深い週間に、改めて「障害」という言葉について考えました。最近、「障害者」という表記についてよく議論されるようになりました。「害」という漢字には負の印象があるということで、障害者、障がい者、しょうがい者等の表記に改めようという声が聞かれます。正しいのはどれか…？私自身は答えが出せずいまでも「障害者」という表記を使用しています。

英語での表記は、person with disabilities が一般的です（これ以外の表記もありますが）。単語の並び上、person＝人が先ですので、障害ではなく「人」を重要視していることになります。以前は、disabled person が一般的だったようです。この場合は、障害という単語が先ですので、障害が重要視されていることになります。日本語の性格上、英語のような表記は困難ですが、同じ人間であることを強調できるような表現ができればと思うのですが、なかなかいい表現が思いつきません。

しかし、この「障害」という言葉がなにに掛かっているのか、なんの状態を表しているのかを考えることで、別の角度からこの問題を解いていくことができるのではないかと思います。障害という表記が、者（人）に掛かっており、者（人）の状態を表していると捉えると…（よく言われる）障害者とは害のある人という解釈になってしまいます。が、いまの社会の状態を表しており、この社会そのものが障害であると考え、障害者とは社会から障害を受ける者（人）という解釈になります。

表記がどうこうという前に、この日本語の解釈のわずかな違いを意識し、理解していくことが、障害者の人権が尊重され、ともに生きていくことができる社会創造への第一歩となるのではないかと…。そんなことを考えていた1週間でした。（大）



陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかば学園を開所し、61年目を迎えています。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしていきやすくなるよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、皆さまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です

施設・事業所サポーター 年間 10,000 円

個人サポーター 年間 1,000 円

陽気会の SNS

Facebook Instagram Twitter

フォローよろしくお願いします

編集委員会：松端 克文

朝日 満子・河津 真美

大西 博之・大島 由香利

〒651-1313

神戸市北区有野中町 2-5-19

社会福祉法人陽気会

KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.

Tel : 078(981)7271

Fax : 078(981)0825

HP : <http://youkikai.or.jp/>

Email: kcclab@youkikai.or.jp

